

日本年金数理人会 平成29年度実務研修会資料

事務管理委員会 活動報告

事務管理委員会
委員長 原田 俊文

本日のアジェンダ

1. 当会の委員会
2. 事務管理委員会の活動
3. 個人情報保護法改正への対応

1. 当会の委員会①

- 当会では、事業の円滑な運営を図るため、「委員会」を設置しています。(定款第49条)
- 委員会に関する必要な事項は、「委員会規則」に定められています。

【常任委員会】

- 企画調整委員会
- 総務委員会
- 教育・研修委員会
- 広報委員会
- 国際委員会
- **事務管理委員会**
- 調査研究委員会
- 財政運営実務基準委員会
- 紀律委員会
- 試験委員会
- 退職給付会計基準委員会
- 大学教育推進委員会

1. 当会の委員会②

【特別委員会】

- 情報通信技術(ICT)活用検討特別委員会
- 企業年金関連提言特別委員会
- 試験・教育制度改正特別委員会
- 30周年記念事業特別委員会

2. 事務管理委員会の活動①

事務管理委員会の役割は、次のように定められています。

【委員会規則第8条】

事務管理委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 定款・規則・規程の制定・改廃に関する事項
- (2) 会員名簿・年金数理人名鑑に関する事項
- (3) 会費の請求・督促に関する事項
- (4) 会計・税務・決算に関する事項
- (5) 会議録・研修記録に関する事項
- (6) 年金数理人名簿・通知に関する事項
- (7) その他、**事務局の管理及び運営**に関する事項

2. 事務管理委員会の活動②

事務管理委員会＋事務局の平成29年度の主な活動は、以下のとおりです。

- 会員の入退会にかかる手続き
- 会員情報の管理
- 経費支払いや経理処理、月次決算、年度決算
- 会費の請求
- 「会員のしおり」作成、発行
- 個人情報保護法改正への対応

3. 個人情報保護法改正への対応①

個人情報保護法とは（個人情報の保護に関する法律）

- 個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う**事業者の遵守すべき義務等**を定めたものです。
- 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

個人情報保護法の改正（平成27年9月改正）

- 従来は、取り扱う個人情報の数が少ない事業者は規制対象外とされていましたが、**すべての事業者に適用**されることになりました。
- 改正法の施行は、平成29年5月30日です。

3. 個人情報保護法改正への対応②

個人情報保護法の改正施行を受けて、以下のような対応を行いました。

- 「**個人情報の取扱いに関する基本方針**」の改定
個人情報の利用目的の特定
当会の個人情報の取扱いに関するお問合せ窓口の表示
- 「**個人情報取扱規程**」の制定
当会として個人情報を適正に取り扱うために必要な事項を定めたもの
規程の適用範囲は、理事、監事、事務局員、当会会員である評議員・顧問・委員会の委員・当会の事業について委嘱又は依頼を受けた者
- 「**年金数理人名簿**」の一般サイト掲載の見直し
「当会所属の年金数理人一覧」に変更

(参考) 個人情報利用目的

- 会員管理、会員への連絡等のため
- 年金数理人名簿に関する資料の管理のため
- 国際アクチュアリー会 (International Actuarial Association) 等の国内外のアクチュアリー会との連携のため
- 能力判定試験の運営等のため
- 講演会、研修会等に係る運営等のため
- 会報、広報誌その他刊行物の配布のため
- 委員会等の運営、資料送付、情報連絡等のため
- 提言活動及び関係団体等との意見交換・情報連絡等のため
- 総会、評議員会等の運営、管理等のため
- お問い合わせへの回答等のため

～「個人情報の取扱いに関する基本方針」(当会ウェブサイトに掲載)より～

～会員のみなさまへのお願い～

- 当会の個人情報に関しては、取扱いに注意してください。
- 会員に配布される「会員のしおり」、「年金数理人」には、個人情報も記載されています。
- 盗難、紛失、転売等により個人情報が外部に漏洩しないよう、注意して管理してください。
- 当会ウェブサイトの会員サイトにも個人情報が掲載されています。会員サイトのパスワードも取扱いには注意してください。

～個人情報取扱い原則～

- 勝手に使わない
- 勝手に人に渡さない
- なくさない
- 漏らさない

個人情報保護法は、事業者の遵守すべき義務等を定めたものですが、法律の趣旨をふまえ、会員各位におかれましても慎重な取扱いを心がけてください。